

奈良県告示第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十一年四月十日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

|              |  |
|--------------|--|
| 漁業権者の名称      | 天川村漁業協同組合  |
| 住所           | 吉野郡天川村   |
| 免許番号         | 奈内共第七号<br>奈内共第八号<br>奈内共第九号<br>奈内共第十号<br>奈内共第五十八号 |
| 変更後の遊漁規則の施行日 | 平成二十一年四月十日                                       |